

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 204 回国会法律案等 N A V I 「日・O E C D 特権・免除に関する改正交換公文」
著者 / 所属	正木佑里恵 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	433 号
刊行日	2021-4-14
頁	37-38
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210414.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

日・OECD特権・免除に関する改正交換公文

1. 国際機関に対する特権・免除

国際機関やその職員等は、任務の国際性、中立性、独立性等を保障するため、本部や事務所等の所在地国・活動国等において、外交使節団及びその公館等に対する外交上の特権・免除¹に類似する一定の特権・免除（例：構内及び文書の不可侵、職員の給与及び手当への課税免除等）を享有している。それぞれの国際機関に対する特権・免除の内容には国際機関の種類や任務の特性等に応じて差異が見られる。例えば、普遍的な国際機関である「国際連合」（2021年3月19日現在（以下同じ）、193か国が加盟）及び国際連合の「専門機関」²に対しては①「国際連合特権・免除条約」（1946年9月発効（日本は1963年4月加入）、162か国が参加）及び②「専門機関特権・免除条約」（1948年12月発効（日本は1963年4月加入）、129か国が参加）において、それぞれ所在地国等における一定の特権・免除の享有が認められている。これらの条約の適用対象に含まれない国際機関については多くの場合、③各国際機関が本部等の所在地国等との間で特権・免除を認めてもらうための国際約束（条約、協定等）を個別に締結しているほか、④各国際機関の設立を規定する国際約束に一定の特権・免除を付与するための規律を設けている例も見受けられる³。

2. 本交換公文の作成の経緯と概要

1948年、経済協力開発機構（OECD）の前身である欧州経済協力機構（OEEC）は、米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャル・プランの受入れ体制を整備することを目的としてフランスのパリに設立された。その後、OEECは欧州経済の復興に伴い、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961年にOECDが設立された。パリに本部を構えるOECDは①加盟国の経済成長、②開発途上国に対する政策、③自由かつ多角的な貿易の拡大を目的として活動している。現在、1,900名を超える専門家等が経済分析や貿易・投資分野等における世界の基準作りに貢献しており、加盟国数は設立当時の20か国から、37か国にまで拡大している。日本は1964年に原加盟国以外で初めての、また、非欧米諸国としても初の加盟国となった。その後、1973年にはアジア地域における広報活動の拠点として、東京にO

¹ 外交使節団等に対する特権（例：公館・公文書等の不可侵）・免除（例：裁判権・行政権（例：課税）からの免除）は、「外交関係に関するウィーン条約」（1964年4月発効、日本も同年批准）に規定されている。

² 国際連合憲章第57条及び第63条に基づき国際連合の経済社会理事会との間に連携協定を有する国際機関であり、現在15種20の専門機関等が存在している（日本は全ての専門機関等に加盟している。）。

³ 例えば、日本に本部等を置く国際機関に対する③の形態の国際約束には、「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定」（2020年9月発効）、④の形態の国際約束には、「アジア開発銀行設立協定」（1966年8月発効）等がある。

OECD東京センターが設置され、OECDの活動に対する理解の促進、OECD出版物の普及、近隣地域におけるアウトリーチ活動（非加盟諸国との協力活動）等が行われている。現在、同センターには所長を含む5人の日本人職員が在籍している。なお、OECDは東京以外にもワシントンDC（1966年）、ベルリン（1979年）、メキシコシティ（1996年）に広報センターを開設している。

日本は1964年のOECD加盟後の1967年、OECDとの間で、OECD及びその職員等が享有する特権及び免除等を定める「日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定」及び「協定の規定の適用範囲に関する交換公文」を締結した。この協定及び交換公文（以下「旧交換公文」という。）は、OECDやOECD職員等が1948年の「欧州経済協力機構（OECE）条約」に附属する「第一補足議定書」の第1～19条で規定する特権及び免除等を享有する旨を定めており、具体的には、法人格の付与、構内及び文書の不可侵、機関としての直接税の免除、訴訟手続の免除等が認められることとなった。

他方、当時、東京センターがまだ設置されていなかったことなどもあり、旧交換公文には日本人職員の給与及び手当に対する課税を行うことを可能とする規定が設けられていた（旧交換公文の2）⁴。その後、東京センターを始めとするOECDの機能及び活動が拡大していく中、OECD側から累次にわたり対応を求められていたことも踏まえ、交渉を経て、2021年2月12日、パリで改正交換公文の署名に至り、日本政府とOECDとの間で書簡の交換が行われた。その後、同年3月5日、第204回国会（常会）に「日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定の規定の適用範囲に関する交換公文を改正する交換公文（日・OECD特権・免除に関する改正交換公文）」（閣条第11号）が提出された。

本交換公文では、新たに①日本人職員の給与及び手当への課税免除（改正交換公文の1）、②特権及び免除の目的及び濫用の防止（改正交換公文の2）、③特権・免除協定を最新のものとすることについての協議継続（改正交換公文の2）等が定められている。①については、この交換公文が効力を生ずる年の翌年の1月1日以後に開始する各課税年度が対象とされる。また、②に関して、OECDは濫用防止のためにあらゆる予防措置をとるとし、濫用の発生が認められた場合には、要請により問題解決のための協議を日本政府と行う旨が定められている。本交換公文は、日本がOECDに対し、効力発生のために必要な国内手続を完了した旨を通告した30日後に効力を生ずることが定められている。

まさき ゆりえ
（正木 佑里恵・外交防衛委員会調査室）

⁴ 欧州経済協力機構条約の第一補足議定書第14条（b）の「機構が支払った給料及び手当に対する課税に関して、主要な国際機関の職員が享有する免除と同一の免除を同一の条件で享有する」との規定の適用を旧交換公文の2の「経済協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に対して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従って課税することを妨げるものではない」との規定で留保していた。